

みどりの森保育園 ももの木 病児保育受け入れ基準

病児保育室では事前の診察で医師から保育室の利用不可能と診断された場合は受け入れをお断りしています。
また、保育室の空き状況、感染症が重なる場合に受け入れをお断りする場合があります。

風しん 飛沫感染	発疹の消失後利用可能
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 飛沫感染	耳下腺の腫れが消失してから
インフルエンザ 空気感染・飛沫感染	発症後 4 日目から利用可能
咽頭結膜炎（プール熱） 飛沫感染・接触感染	主症状消失後 2 日過ぎれば利用可能
溶連菌感染症 飛沫感染・接触感染	抗菌薬を内服開始していれば隔離室で 利用可能
ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎 接触感染・糞口感染	下痢や嘔吐がなく、水分摂取可能であれば 隔離室で利用可能
流行性角結膜炎（はやり目） 接触感染	医師において感染の可能性が低いと 認められれば利用可能
マイコプラズマ感染症 飛沫感染	抗菌薬内服を開始し、咳が改善するまでは 隔離室で利用可能
手足口病 飛沫感染・糞口感染	症状が安定していれば利用可能
ヘルパンギーナ 飛沫感染・糞口感染	症状が安定していれば利用可能
RS ウイルス・ヒトメタニューモウイルス 飛沫感染	症状が安定していれば利用可能
带状疱疹	利用可能
突発性発疹	利用可能
骨折・脱臼 その他	医師連絡票などで病児保育可能と 診断がある場合

病児保育を受け入れできない病状・症状

①伝染性疾患の急性期で他児に感染する恐れが強い

麻疹(はしか) 風しん 水痘(水ぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
インフルエンザ 流行性角結膜炎 咽頭結膜炎(プール熱) 感染性胃腸炎など

②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い

血液腫瘍疾患 重症心疾患 重症腎疾患 膠原病などや免疫抑制剤を使用している場合など

③38.5 度以上の発熱が続いている（解熱剤を使用して一時的に下がった場合も継続中とする）

④嘔吐・下痢がひどく脱水症状の兆候がある

皮膚や唇の乾燥・涙が出ない・ぐったりして元気がない等

⑤咳がひどく、呼吸困難である（喘息発作を含む）

⑥てんかん発作、熱性けいれんが頻回に起こっている状態

前回のけいれん発作から 48 時間以上経過していない